

令和6年狛江市教育委員会第11回定例会会議録

日 時 令和6年11月21日(木) 13:30~14:30

場 所 狛江市議会第一委員会室

出席委員 教育長 柏原 聖子

委 員 斉藤 茂好・佐伯 英徳・小川 敦子・森 昌子

事務局 (議案説明者)

教育部長 波瀬 公一

教育部理事(兼)指導室長 松岡 弘悟

教育部調整担当理事 上田 智弘

学校教育課長 浅井 信治

社会教育課長 金築 宏美

公民館長 瀧川 直樹

図書館長 細川 浩光

統括指導主事 柳田 裕司

傍 聴 1名

1 付議案件

(1) 議案第49号

第4期狛江市教育振興基本計画(狛江市教育大綱)(素案)に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について

2 報告案件

—議会報告—

な し

—行政報告—

な し

—事務報告—

(1) 狛江市教育委員会交際費支出基準の一部を改正する基準について

(2) 狛江市立小学校給食調理委託業者選定結果について

(3) 狛江市立中学校給食調理委託業者選定結果について

(4) 令和5年度狛江市におけるいじめ・不登校等の調査結果について

(5) 狛江市民総合体育館改修工事に伴う休館期間について

(6) 狛江市立公民館運営審議会答申(市民センター改修後の中央公民館に新たに設置するティーンズルームを活用した公民館事業等について)について

教育長 ただいまから、令和6年狛江市教育委員会第11回定例会を開会します。会議の開会に先立ち、新たに狛江市教育委員に任命された、佐伯英徳委員より御挨拶をいただきます。

<佐伯委員挨拶>

教育長 次に、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第29条」の規定により、「小川委員」を指名します。

それでは、議事日程に従って、議事を進めます。付議案件（1）議案第49号「第4期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について」、審議します。

本件は、狛江市教育振興基本計画改定検討委員会からの中間答申を第4期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）（素案）とすること及び狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例第13条に基づき実施する第4期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）（素案）に対するパブリックコメント等の実施について、承認を求めるものです。詳細は学校教育課長より説明します。

学校教育課長 狛江市教育振興基本計画については、狛江市教育委員会からの諮問に基づき、狛江市教育振興基本計画改定検討委員会において、5回の会議にわたって検討を行ってきました。この度、令和6年11月14日付けで、検討委員会委員長から中間答申として、第4期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）（素案）が提出されましたので、計画素案及びパブリックコメント等の実施について、承認を求めるものです。

検討委員会では、計画素案の策定にあたり、国や都の計画を参酌し、同じく策定中の市の後期基本計画等との整合性を図り、本計画のために実施した小中学生へのアンケートや関係団体へのヒアリング等の結果を参考にしながら、検討を進めてきました。

まず、計画素案の内容について、2ページ（1）基本的事項として、計画期間は令和7年度から令和11年度までの5か年としています。（2）計画の位置付けとしては、教育基本法に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画となっており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する市の教育等における総合的な施策大綱も兼ねるものとなっています。

3ページはこの度の計画改定にあたり、記載のとおり狛江市教育委員会協議会において狛江市教育委員会の教育理念及び教育目標も見直しています。

4ページから11ページまでは、第3期計画の取組状況と評価、狛江市の教育の現状と今後の課題について、記載しています。統計データについては、今後、一部最新のものに差替える予定です。

12ページは5つの基本方針の実現に向け、それぞれ施策と施策展開の方向性を設定しています。基本方針1と2が主に学校教育に関することになっています。まず

基本方針1は、「子どもが自らの人生を切り拓いていく力の育成」とし、教育目標に掲げる知・徳・体の調和がとれた力をはぐくみ、グローバル社会で活躍できる能力を伸ばす教育の実現に向けた4つの施策を掲げています。基本方針2は、「子どもに寄り添った誰一人取り残さない教育の推進」とし、インクルージョンの推進や多様なニーズに応じたサポートの充実等、子どもたちの声を聞き全ての子どもたちに寄り添った教育の実現に向けた3つの施策を掲げています。

基本方針3は、「家庭・地域・学校で子どもの学びを支える教育環境の整備」とし、主に学校と地域の関わり、学校を支える学びの環境整備となっており、家庭や地域との連携・協働、環境整備の他、学校の働き方改革も加え、3つの施策を掲げています。

基本方針4は、「生涯を通じた学びの充実とスポーツの推進」とし、主に生涯学習や社会教育に関する事となっており、公民館と図書館等を通じた学びの充実と、環境整備も含めたスポーツの推進についての4つの施策を掲げています。

基本方針5は、「歴史・文化への理解と継承」とし、主に狛江の歴史や文化の継承に関する事となっており、狛江への愛着をはぐくみ、歴史や文化が次世代へ継承されていくための2つの施策を掲げています。

33ページは検討委員会の委員構成とこれまでの検討経緯です。34ページは計画策定のために必要な事項を検討するために設置した庁内ワーキンググループのメンバー構成と検討経緯となっています。施策や施策展開の方向性の詳細については、改めて素案を確認いただければと思います。

次にパブリックコメントは、12月15日から1月14日まで実施する予定です。対象は、市内在住・在学・在勤の方、提出方法は、電子メール、専用フォームによる送信、学校教育課窓口への書面による提出、郵便による送付としています。計画素案については、学校教育課窓口及び教育委員会ホームページで公開するとともに、市民説明会を12月19日（木）午後7時から、12月21日（土）午前9時から計2回開催します。パブリックコメントを含めた意見聴取の結果については、1月23日に予定している検討委員会に報告の上、計画への反映等について検討し、それを踏まえて2月に予定している検討委員会において、最終答申を取りまとめる予定です。

教育長                    それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

斉藤委員                社会の激変に伴う様々な教育的課題への対応について、検討委員会で大変よく議論され、まとまった内容が提示されたと思います。今後のパブリックコメントや市

民説明会における意見を踏まえ、最終的にまとめていただければと思います。

佐伯委員　　私は第3期計画に携わらせていただきました。5年経って、第4期基本計画を改めて読ませていただき、写真や裏付けとなる様々な統計データが掲載されていてとても分かりやすい内容になっているのが第一印象です。第3期計画から変更あるいは拡充した点や、特に重点化した点等がありましたら教えてください。

学校教育課長　素案12ページの施策体系に沿って説明します。今回のポイントとして、まず、教育理念や教育目標を見直し、それを踏まえて計画を検討した点です。教育目標では「知・徳・体」という言葉があり、基本方針1「子どもが自らの人生を切り拓いていく力の育成」の施策では、(1)生命や人権を尊重する態度や豊かな心を育てる教育が「徳」、(2)主体的に社会の形成に参画する態度や生きる力の育成が「知」、(3)子どもの健康と体力づくりの推進が「体」と整合させています。

また、様々な教育課題がある中で、基本方針2「子どもに寄り添った誰一人取り残さない教育の推進」について、多様なニーズに応える教育の支援は第3期計画では施策に位置付けていましたが、第4期計画では、国や都の計画を参酌して、基本方針として位置付けました。そして、施策の中では今までなかった「インクルージョン」という言葉が使われています。

基本方針3「家庭・地域・学校で子どもの学びを支える教育環境の整備」は、第3期計画においても基本方針として位置付けていました。令和4年度から狛江市でコミュニティ・スクールを導入しており、中心に据えて教育施策を推進していくため、基本方針3に位置付け、施策の方向性に明記しました。更に施策の中で、「働き方改革の推進」という言葉は東京都の計画でも位置付けているため、狛江市においても施策に取り入れました。

最後に基本方針4「生涯を通じた学びの充実とスポーツの推進」について、狛江市では、市民センターの改修や図書館の新設が控えており、多様なニーズやライフステージに応じた学びを充実していくことや、体育施設の整備といった新たな教育課題に向けて取り組んでいくことから整理しました。

教育長　　他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。

それでは、お諮りします。付議案件(1)議案第49号「第4期狛江市教育振興基本計画(狛江市教育大綱)(素案)に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について」、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者：挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（1）議案第49号は「可決」されましたので、承認します。

次に、事務報告1「狛江市教育委員会交際費支出基準の一部を改正する基準について」、報告を求めます。

学校教育課長 狛江市教育委員会交際費支出基準について、基準を明確にし支出の透明性の向上を図るため、一部を改正したものとなります。祝金、会費、見舞金及び渉外費について、支出限度額を明示するとともに、弔慰に係る交際費については、狛江市長及び狛江市議会議長等の基準と同額とし、花輪の金額を明示しました。

教育長 次に、事務報告2「狛江市立小学校給食調理委託業者選定結果について」及び事務報告3「狛江市立中学校給食調理委託業者選定結果について」は、関連する事項ですので、一括して報告を求めます。

学校教育課長 始めに、「狛江市立小学校給食調理委託業者選定結果について（狛江第三小学校・和泉小学校・緑野小学校）」について報告します。

狛江第三小学校の給食調理委託業者選定については、狛江市立小学校給食調理委託業者選定等委員会にて、令和6年7月16日に現受託事業者の履行評価を実施しました。経営管理・衛生管理専門家からの意見を参考にしながら、現受託事業者である株式会社ジーエスエフのこれまでの業務履行における検証及び評価を行った結果、評価点の合計が基準とする80%を超える「88.7%」となりましたので、当該事業者を引き続き令和7年度以降の給食調理委託業者として選定しました。

和泉小学校及び緑野小学校の給食調理委託業者選定についても、同日に現受託事業者の履行評価を実施し、現受託事業者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社のこれまでの業務履行における検証及び評価の結果、評価点の合計が和泉小学校は「91.7%」、緑野小学校は「91.3%」と、基準とする80%を超える結果となりましたので、当該事業者を引き続き令和7年度以降の給食調理委託業者として選定しました。

なお、履行評価審査時の委員意見を踏まえ、8月27日に株式会社ジーエスエフと、9月13日にシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社との面談を実施し、今後予想される人員不足への対策について伺いました。株式会社ジーエスエフからは、

全国規模の企業であることを活かした地方からの人材獲得を、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社からは、慢性的な欠員に対しては本部からの継続的なヘルプ対応の実施を御提案いただきました。また、最低賃金の上昇や人材確保の競合先である世田谷区の時給単価上昇に対抗できるよう、委託費の増額についても交渉を行っていきたいとの御要望をいただきました。

続いて、「狛江市立中学校給食調理委託業者選定結果について」について報告します。中学校の給食調理委託業者選定については、狛江市立中学校給食調理委託業者選定委員会にて、令和6年9月2日に現受託事業者の履行評価を実施しました。経営管理・衛生管理専門家からの意見を参考にしながら、現受託事業者である株式会社東洋食品のこれまでの業務履行における検証及び評価を行った結果、評価点の合計が基準とする80%を超える「96.2%」となりましたので、当該事業者を引き続き令和7年度以降の給食調理委託業者として選定しました。

小学校・中学校ともに、引き続き、学校・教育委員会・調理委託業者の3者で連携し、質を低下させることなく安定的な事業実施が継続できるよう、給食事業を行ってまいります。

教育長 次は、事務報告4「令和5年度狛江市におけるいじめ・不登校等の調査結果について」、報告を求めます。

指導室長 本調査は、児童・生徒の問題行動や不登校等について、狛江市立小・中学校における生活指導上の取組の充実とともに、未然防止、早期発見・早期対応につなげていくことを目的としています。

始めに暴力行為についてです。令和5年度は、市内全ての小・中学校において暴力行為が発生し、小学校で54件、中学校で20件と、合計74件となりました。令和4年度の9件から大幅に発生件数が増加しましたが、これは校内で生活指導主任が中心となり、暴力行為の定義を改めて確認し、いじめに含まれる暴力行為について見逃さずに対応したことの結果と捉えています。

内訳として、小学校では「生徒間暴力」が50件、「器物破損」が3件、「対教師暴力」が1件でありました。中学校では「生徒間暴力」が11件、「器物破損」が9件でありました。暴力行為の対応としては、WEBQUの結果等の効果的な活用による良好な人間関係の構築や学級経営の安定化を図ることや、怒りをコントロールするアンガーマネジメント等の指導が必要と考えています。

次に、いじめについてです。令和5年度はいじめの発生件数は、小学校で148件、

中学校で47件と、合計195件となり、令和4年度と比べ、136件の増加となりました。これは、市内全ての小・中学校において、いじめ防止対策推進法の定義に基づきいじめの積極的な認知をいじめ問題に対する最重要課題とし、校長会や副校長会、生活指導主任会等において「軽微ないじめも見逃さない」という共通理解を図ってきた結果として捉えています。

いじめの様態としては、小・中学校ともに、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多い結果となりました。また、1件のいじめに対して、複数の様態が当てはまるケースが増えている傾向がありました。

今後も、いじめの積極的な認知や未然防止、早期発見、早期解決に向けた家庭や地域との連携のための体制づくりを推進する必要があると考えています。

最後に、不登校についてです。不登校の出現率は、小学校では2.52%、中学校では7.82%と増加しており、過去最大の数値となりました。学校復帰率は、小学校では令和4年度から減少して21.2%、中学校では令和4年度から増加して24.8%となりました。

また、令和4年度までの調査項目「不登校の要因に関する調査」については、令和5年度調査では「不登校児童・生徒について把握した事実」となり、不登校児童・生徒及び保護者から相談があった内容に関する調査内容に変更になっています。結果としては、小・中学校ともに「学校に対するやる気」「不安、抑うつ」が多く、次いで、「いじめ被害を除く友人関係」や「学業の不振」、「親子の関わり方」、「生活リズムの不調」が挙げられました。

不登校の対応については、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的な自立を目指すための支援が求められています。不登校児童・生徒への支援の在り方については、今後も生活指導主任会、不登校・教育相談対策委員会等において検討を進めてまいります。

教育長 次に、事務報告5「狛江市民総合体育館改修工事に伴う休館期間について」、報告を求めます。

社会教育課長 狛江市民総合体育館改修に伴い、令和7年8月1日から令和8年9月30日まで、市民総合体育館及び市民プールの休館を予定しています。内容としては、改修工事準備期間が令和7年8月1日から8月31日まで、改修工事期間・検査が令和7年9月1日から令和8年8月31日まで、開館準備期間が令和8年9月1日から9月30日までとなります。なお、契約及び工事の状況によっては、時期が変更となる場合が

ありますので御承知おきください。

また、休館期間中の市内スポーツ施設受付窓口については、現在市民総合体育館内事務室にある指定管理者事務室を、狛江第二中学校武道場棟1階の特別活動室へ変更する予定です。

変更に伴う受付窓口開設日時、電話番号等については、詳細が決まり次第御案内します。

教育長 次は、事務報告6「狛江市立公民館運営審議会答申（市民センター改修後の中央公民館に新たに設置するティーンズルームを活用した公民館事業等について）」について、報告を求めます。

公民館長 近年減少している若い世代の利用者を増やし、多世代交流の拠点、居場所としての機能を充実させるため、令和5年11月28日に公民館運営審議会へ諮問し、令和5年度から6年度にかけて全11回の審議を経て、令和6年10月22日に答申をいただきました。

検討にあたっては、2ページから5ページにありますように、まず中高生を対象に実施したアンケート結果の分析や、先進施設の視察を通して、子どもの居場所に必要な機能や運営方法についての課題を洗い出しました。

6ページ以降の「第3章 事業提案」では、利用対象者は、市内在住・在学・在勤の中高生世代とし、「若者（中高生世代）が安心して主体的に好きな活動（社会参加）ができ、仲間と交流できる場」、「若者（中高生世代）が何でも話ができる、家でも学校でもない居場所（サードプレイス）」の2つをコンセプトとして掲げました。

2つある部屋それぞれにテーマを決め、多目的室1は動画鑑賞やボードゲーム、室内でのスポーツ活動等に使える「みんなで楽しめる空間」、多目的室2は机や椅子、ソファ等の家具を配置し、居心地がよくクリエイティブな作業や集団で勉強等ができる、「落ち着いて過ごせる空間」という利用イメージが想定されています。

8ページには、審議会からの4つの提言が記載されています。

1つ目は「安心して過ごせる体制の整備」、利用状況を把握することや中高生世代へのサポートができるスタッフの配置、2つ目は「居心地の良い場所とするための運用」、アンケートで分かった中高生世代のニーズへの対応や、利用しやすい施設づくり、3つ目は「中高生が主体的に利用できるような制度づくり」、中高生世代が中心となりルールづくりや運営、4つ目は「幅広い若者を呼び込むための広報等の充実」、中高生世代やボランティアを希望する若者にティーンズルームの事業等を効果



的に発信できるよう、SNSの活用や、学校施設との連携です。

また、講座プログラムやワークショップの実施など、自主的な活動にとどまらず、中高生世代の知見を広げる助けとなるような事業も行うべきであるという意見もいただきました。

今後は公民館において、本答申を踏まえ、関係機関等と連携しながら、ティーンズルーム事業の検討・準備に努めてまいります。

教育長           それでは、事務報告に対する質疑・御意見を伺います。

森委員           事務報告2と事務報告3について、給食に関して、子どもたちから実際に寄せられている声や、委託業者に対する評判などがありましたら教えてください。

学校教育課長   子どもたちからは、「給食が美味しい」といった率直な感想や、「もう一度食べたい」といったリクエスト給食などの声をもらっています。保護者からは、「学校給食費の無償化がありがたい」ということや、「安全な給食を子どもに安心して食べさせられる」といった声をいただいています。また、調理委託業者については、今回小中学校で選定した3事業者ともに、日々安心安全な給食の提供に努めているほか、学校の行事給食、試食会、食育等でも積極的に御協力いただいていることを栄養士等から聞いています。

森委員           狛江の学校給食は地域の農家さんから地場野菜が調達されたり、食育の推進や、アレルギーの除去食の対応など様々な取組がされていると思います。今後も調理委託業者と連携をとりながら、安全な給食づくりに努めていただければと思います。また、先日の市民まつりで、給食の試食会があったと伺っています。あつという間に定員になり、大人気だったとのことでしたが、実際にこの給食試食会についてどのような反響があったのか、教えてください。

学校教育課長   市民まつりの給食試食会は、センター方式による中学校給食が安心安全で美味しい給食であることを広く市民に周知するために実施しました。今回は御飯、いかの竜田揚げ、ひじきのびりっとサラダ、かきたま汁というメニューを提供しました。事前予約制で、途中キャンセルもありましたが、当日参加された方も含め、4つの時間帯に分け、各55食、合計で予定した220食を全て提供できました。172名の参加者からアンケートをいただき、90%以上の方が「美味しかった」、「今後も試食会が

開催されたら参加したい」という声をいただいています。

森委員            これからも安心安全な給食の提供に努めていただければと思います。

小川委員            今回のような調理委託業者の選定は、3年に1回など、定期的を実施されていますか。

学校教育課長      調理委託業者の選定は5年に1回実施しています。

斉藤委員            事務報告4の令和5年度のいじめと不登校の調査結果について、大変驚きました。暴力行為もいじめの案件についても、小さな問題も見逃さないという視点はもちろん大切なことだと思いますが、いじめ防止対策推進法の制定・施行はいつからでしょうか。先ほどの説明では、暴力行為といじめがこれだけ増えた理由は、令和4年度まではいじめを見逃していたことが多かったという見方も逆説にできるわけです。つまり、法律の趣旨を令和4年度までは見逃していたということにならないかどうかについて、見解をお聞かせください。

指導室長            いじめの認知については、学校いじめ防止委員会において、いじめであるか否かの判断を行うことになっており、組織的な対応を講じることになっています。令和5年1月に校長会でいじめの「法的認知」と「社会的認知」を改めて確認をし、いじめゼロではなく、いじめ見逃しゼロに意識の変革を促しました。今後もいじめの積極的な法的認知について、各学校に対し継続的に指導してまいります。法律の制定・施行に関しては、平成25年であったかと記憶しています。

斉藤委員            いじめの件数は令和4年度に比べて、小学校は約4倍、中学校は約2.5倍近く激増しています。これは数字が独り歩きすると大変誤解を生む場面もあります。各学校には「学校いじめ防止基本方針」が策定されていると思いますが、その運用についてぜひ適切に対応していただきたい。また、いじめは起きるものだという大前提を外し、いじめは起きないように、未然防止するためにはどうしたら良いのかについて、学校と指導室ではどのような取組を行っているのでしょうか。

指導室長            いじめの未然防止については、安定した学級経営と人権教育、道徳教育の推進が重要であると考えています。安定した学級経営のために、各学校においては、WEBQU

の結果を活用する等、児童・生徒一人ひとりのアセスメントの他、良好な人間関係の構築に向けた取組を推進しています。指導室としては、毎年早稲田大学と連携し、WEBQUの結果を効果的に活用するためのコンサルティングに係る講師派遣を実施し、今年度は、校長研修会、副校長研修会、WEBQU担当者会等において、WEBQUの活用に係る研修を実施しています。人権教育は、各学校の年間指導計画に基づく実践を展開しています。また、各学校で年間3回以上、道徳科の授業を中心にいじめに関する事業を実施しています。指導室としては、人権教育研修会、人権教育推進委員会の開催をする等、人権教育の充実に努めています。また、専門教育相談員やスクールカウンセラー、養護教諭など、専門性を有する教職員のアセスメントの情報を共有し、迅速かつ的確な対応を組織的に取り組んでいます。

斉藤委員      いじめの未然防止の様々な対策を講じていることは分かりました。ぜひ継続して取り組んでいただき、次回の調査では、良い結果が出てくることを期待しています。一方で、子どもたちへのアンケート等も実施されているようですが、子どもたちはいじめに対してどのような認識を持っているのかお聞かせください。

指導室長      小学校6年生、中学校3年生対象の令和6年度全国学力学習状況調査の児童・生徒への質問調査、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」という項目について、狛江市立小学校では、「当てはまる」が76.8%、「どちらかといえば当てはまる」が20.7%、「どちらかといえば当てはまらない」が1.4%、「当てはまらない」が1%、無回答が0.2%となっています。

中学校については、「当てはまる」が79.8%、「どちらかといえば当てはまる」が17%、「どちらかといえば当てはまらない」が2.5%、「当てはまらない」が0.2%、無回答が0.5%となっています。

斉藤委員      他人の人生を狂わしてしまうことになりかねないため、「いじめは絶対いけない」という認識を子どもたちに持たせなければいけないと思います。「どちらかといえばいけないことだと当てはまる」というのは、流れや空気が変われば、いじめをむしろ是認するような動きになる子どもたちも数字的にはいるということが問題だと思います。今後とも教育委員会、学校等を挙げて子どもたちの人権意識の醸成にお力をいただければと思います。

教育長      御質問のあったいじめ防止対策推進法については、平成25年6月に公布されてい

ます。ただ「法的認知」と「社会的認知」に誤差があることが社会問題になってきたため、それを改めて是正したのが昨年度でした。その結果、学校では、「いじめをなくそう」から、「いじめを見逃すことをやめよう」という意識に変わってきました。そして、斉藤委員御指摘のとおり、未然防止へ更に拡大充実を図っていく必要があると思いますので、よろしくお願ひします。他に何かありますでしょうか。

佐伯委員 不登校調査の結果について、資料から、令和4年度に比べて、不登校の児童・生徒数が明らかに増加していることが分かります。不登校は同じケースがありませんので、増加の要因についての分析は難しいとは思いますが、この増加傾向に歯止めを掛けるためには、どのような対策が必要であるか、お考えをお聞かせください。唯一、中学校の学校復帰率が少し増えているので、何らかの対策の効果が現れているのではないかと見て取れますが、併せて現在各学校で取り組まれていることを教えてください。

指導室長 不登校の未然防止には、魅力ある学校づくりの推進、個々に応じた指導や支援が重要であると考えています。

魅力ある学校づくりについては、児童・生徒の登校動機を引き出すための、学校という環境だからこそこできる取組を展開する必要があり、そのためには、児童・生徒が自らの願ひや思いを実現できることが重要であると考えています。例えば、和泉小学校において、今年度、児童会活動における各委員会の委員長及び4年生以上の学級代表で構成される児童運営委員会を立ち上げ、学校行事の運営への参画、学校をより良くするための児童からの意見についての検討など、児童が主体的に学校づくりに参画できるようにしています。

個に応じた指導・支援の充実については、各学校における生活指導に係る諸会議、校内委員会等において児童・生徒に関する情報交換・協議を行うとともに、必要に応じて家庭や関係機関とも連携を図りながら支援を行っています。

一方、当然のことではありまするが、不登校の要因、状況は一人ひとり異なるものであり、一律の対応ではなく、それぞれの実態に合った対応を講じる必要があります。そのためには適切なアセスメント、情報共有が必要であり、指導室としては、教育支援課及び教育支援センター、関係機関との連携を図りながら、学校を支援してまいります。

佐伯委員 小学校に比べて、中学校の不登校の学校復帰率が若干上がっていますが、これに

ついてどのように考察していますでしょうか。

統括指導主事 中学校の学校復帰率の上昇については、詳細な分析はまだできていませんが、恐らく校内別室指導支援員の活用が効果的であったと捉えています。

佐伯委員 不登校児童・生徒への支援については、個別の対応が重要だと思います。中学校の別室指導の成果が少しずつ出ているのではないかと思います。併せて、学校に対する現在の人的支援はどのようなものがあるかお聞かせください。

指導室長 中学校において、不登校の未然防止や不登校生徒への支援の充実を図ることを目的に、不登校対応巡回教員を配置しています。現在、狛江第一中学校在籍の教員1名が他の3校を巡回し、不登校生徒等に対する支援を行っています。

別室であれば登校できる児童・生徒に対し、学校内に安心し、自己存在感や充実感を感じられる場所を確保すること、不登校及び不登校傾向の児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行うことを目的に、小学校では、狛江第一小学校、狛江第五小学校の2校、中学校は全4校において、校内別室指導支援員を配置しています。

また、いじめ、不登校、暴力行為等、課題を抱える児童及び生徒並びに保護者の相談及び支援体制を構築することを目的に、家庭と子どもの支援員の配置を全小・中学校で実施しています。

佐伯委員 不登校児童・生徒については、「つながり」を切らさないこと、学校に行っても自分の居場所がある、普通の教室だけではなく別室という形でもこういう場所があることは、極めて重要であります。ぜひそういった点からも事務局からの支援を継続していただければと思います。

小川委員 事務報告5について、現在、市民センターの改修も行っていますが、市民総合体育館改修工事に伴う休館について、市民への周知はどのように行われる予定でしょうか。

社会教育課長 まず、本日報告した内容について、総務文教常任委員会協議会にて議会へ情報提供した上で、来年の1月には市民総合体育館窓口や施設使用申込ページのトップに記事を掲載するなど、利用者の皆様へお知らせをする予定です。

現在施設課で市民総合体育館改修工事の実施設計を行っています。来年度になり

ますが、改めて実施設計の詳細を踏まえて、具体的な休館スケジュールを教育委員会に報告し、市民の皆様へ、広報、ホームページでお知らせしたいと考えています。

小川委員 市民総合体育館は、体育館の他、畳のある武道場も併設されています。体育館の利用は、学校体育館などの利用で補えますが、畳がないと活動できない団体が利用できる代替施設はありますか。

社会教育課長 市内における武道場の代替施設は限られています。現在、市民総合体育館の武道場以外では、狛江第二中学校内の武道場を学校開放事業として市民団体に利用していただいています。市民総合体育館改修工事期間においては、狛江第二中学校武道場を御利用いただけるよう、窓口等で御案内する予定です。

小川委員 畳を利用して活動する団体やそれ以外の団体でも、代替施設として学校体育館では活動が難しい団体へは、スムーズな利用案内や情報提供をしていただけるとありがたいと思います。

それから、事務報告6のティーンズルームについて、中高生が安心して主体的に好きな活動、社会参加ができ、仲間と交流できる場、そして、何でも話ができる、家でも学校でもない場所、サードプレイスというコンセプトが掲げられており、中高生がわくわくするような場所となることを期待しています。また、静かに自習できる空間とわいわい騒げる空間、落ち着いて過ごせる空間とみんなで楽しめる空間、そのような両極にある2つの空間ができることも楽しみにしています。この空間づくりを進めるためには、安心して過ごせる体制の整備等、様々なサポート等が必要だと思います。運用面も含めて、サードプレイスづくりをしっかりと進めていただければと思います。

教育長 小川委員の御意見に関して、公民館として伝えておく必要があることがあればお願いします。

公民館長 今回いただいた答申の内容を踏まえて、公民館として今後どのように進めていくかということですが、ティーンズルームについては、現在策定中の第4期狛江市教育振興基本計画の中でも「市民センターのリノベーションにあたり、ティーンズルームを設置し、若者（中高生）の居場所として、公民館が学校や家庭ではないサードプレイスとして機能するために、教育委員会と市長部局が連携を図り、ユースワ

一カを始め、若者を支える人材の配置等も視野に入れ検討します。」と記載させていただいています。

計画も踏まえて、来年11月の市民センターのリニューアルに向け、関係部署等と調整を図りながら引き続き具体的な検討を進めるとともに、新年度の予算調整も含めて、開設に向けた準備をしていきたいと考えています。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ、その他連絡事項はありますか。

学校教育課長 「令和6年度小学校プール民間施設等活用試行実施事業の結果について」、報告します。

令和5年11月の定例会において報告していますが、本事業は、民間施設の屋内プールを活用することで年間を通じて水泳授業が可能であるといったメリットを始め、水道代や経年による設備の老朽化に伴う修繕費用などの維持管理の問題や、昨今の気温上昇に伴う熱中症や紫外線による健康リスクの懸念などを解消する目的で、今年度、試行実施したものです。狛江第一小学校の5年生と6年生及び和泉小学校の全学年を対象とし、1学年あたり5回の水泳指導とバスによる送迎を川崎市多摩区の民間事業者に委託し、狛江第一小学校は令和6年5月21日から6月14日まで、和泉小学校は6月18日から10月25日まで実施しました。

小学校校長会からは、短期間で集中的かつ児童の泳力に合わせた少人数での専門性の高い指導により泳力向上につながっていることや、天候に左右されず水泳指導を受けることができるなど高い評価をいただきました。また、学校へ確認したところ、子どもたちからは自分に合った指導が受けられ泳力が上がるのが嬉しいといった感想や教員からは負担が軽減されたといった声が寄せられているとのことでした。

新年度予算については、現在調整中ですが、引き続き来年度も、対象学校の拡充を含め試行実施について検討中です。

教育長 この件について質問か何かございますでしょうか。なければ、他に何かございますでしょうか。

小川委員 9月からの中央公民館の改修に伴い、西河原公民館の利用が増えていると想定されます。利用区分の変更もあいまって、利用団体間のトラブルや混乱等がありましたら教えてください。

公民館長 令和6年9月から中央民館が改修に入り、現在は市内で西河原公民館1館の体制となっていますが、現状としては利用団体間で大きな混乱等は起こっていません。9月から利用区分が3区分から4区分になり、入れ替えの空き時間がなくなりましたが、交代がスムーズに行われるよう、10分前にチャイムを鳴らしています。ごくたまにはありますが、今でもチャイムが鳴った後、交代時間の直前になっても鍵の返却に来ないため、電話で連絡するケースがあります。後に使う団体の不利益にならないよう、引き続き利用団体への周知等を行っていきたいと考えています。

小川委員 新たな利用区分に徐々に利用団体が慣れていけば、スムーズになっていくのではないかと思います。また中央図書館についても、臨時窓口を設置し、貸出を継続していただいておりますが、想定より窓口利用が少ない、窓口が足りていないなど、何か懸念されていることはありますでしょうか。

図書館長 臨時窓口は令和6年9月から大きな混乱はなく開設しているところです。おはなし会などの際は、子どもたちの声が響きにぎわっており、土日などお客様が间断なく来館し、時に並んでしまうこともあるような状況です。利用者からは35,000冊と所蔵が少なくなってしまった中で、とりわけ開架に本が少ないという御意見をいただいております。特に一般書は、かなり少なくなっていますので、地域センターや他市などから取り寄せて、お客様にお届けしています。開架を見ながら本を選びたい方に対しては、臨時窓口のため御理解をいただきたいと説明しています。

小川委員 本との偶然の出会いを望む方には、開架形式で本が並ぶ西河原公民館の図書館を利用していただけるように、利用案内や情報提供などの工夫もしていただきたいと思います。また、中央図書館の休館に伴い、西河原公民館の図書館の利用増が想定されますが、実際のところはいかがでしょうか。

公民館長 具体的な数字は今ないので、実感として利用する方が増えている状況にあります。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ、以上をもちまして、令和6年狛江市教育委員会第11回定例会を閉会します。